

辺野古新基地建設問題の展開 最高裁判決をふまえて

名古屋大学教授 紙野健二



はじめに

私は昨年の10月19日に東海自治体問題研究 所の第44回総会で「辺野古訴訟と地方自治」 と題して講演をする機会をえました。これは 9月16日の福岡高裁那覇支部の判決をふまえ たもので、拙稿「9.16福岡高裁那覇支部辺野 古訴訟判決を受けて」住民と自治2016年11月 号36頁以下にそったものでした。その後の12 月20日の最高裁判決は、私たちの期待に反し、 9月16日の福岡高裁那覇支部の判決の一部を 修正したものの、県の上告理由につき、上告 に必要とされる理由がないものとして、いわ ば門前払いをしました。これでこの訴訟は終 結したのですが、辺野古問題そのものはまだ 終わっていません。それどころか、これから が正念場なのです。そこで、これまでの訴訟 を、和解でいったん取り下げられた第一次訴 訟、12月20日の最高裁判決で終結したこの訴 訟を第二次訴訟と整理し、今(2017年2月1日) がどういう状況にあるのかを、できるだけわ かりやすく以下にのべてみたいと思います。

1. 高裁最高裁の二判決

この訴訟の正式名称は、「地方自治法251 条の7第1項の規定に基づく不作為の違法確認 請求事件」というものです。最高裁は、翁長 知事が国のした是正指示の通りしないことを 「違法」な「不作為」といい、その理由とし て仲井真前知事のした承認が違法ではないこ とをあげたのです。高裁判決は、結論もさる ことながら、その理由付け、理論構成および

事実認定もまさに司法の歴史に残るほどの呆 れたものでした。にもかかわらず、最高裁は、 理由付けに一部修正を加えたものの、結論に おいて判決を支持しました。

ところで、政府は、最高裁までいって沖縄 県は訴訟に負けたので、埋立を受け入れるべ きだとか、果ては「日本は法治国家なのだか ら」県は判決に従うべきだとまでいっていま す(12月27日菅官房長官発言等)。ムチャク チャいってはいけません。この訴訟で国が主 張したのは、埋立承認取消をめぐる翁長知事 の「不作為」が「違法」だということであり、 これが裁判所で認められたのです。判決の当 否はともかく、この訴訟は確認訴訟ですし、 この判決をもって、県や県民に埋立を受け入 れるべきだというのはずいぶん論理の飛躍が あります。埋立工事がすすめられるまでには、 県がなおいくつかの権限を持っているので、 国はこの強行突破をねらうとともに、牽制を 繰り返しています。負けたからもう抵抗する なというのも、県民にあきらめを強いている のです。

2. 和解の意味

最高裁判決後、国は、この判決に加えて、 第一次訴訟での和解で県は判決には従うといっ ているので、今後埋立を妨害するな、ともいっ ています。これもとんでもないことです。第 一に、当事者が判決に従うのは当然のことで すが、問題は判決がいかなる内容のものかを 正確に理解してもらいたいものです。繰り返 しになりますが、この判決は先にのべたように県知事の不作為が違法であることを確認したものであって、これとかかわらない事柄についての県の行動を拘束するものではありません。第二に、和解は第一次訴訟の取り下げに際してのもので、これ以降の訴訟について当事者を拘束するものではありませんし、県は国地方係争処理委員会の決定に反しているわけでもありません。第三に、和解内容にあわけでもありません。第三に、和解内容にある、県との協議に一切応じない国こそ委員会の決定に反しているのです。国は、よく和解違反などといえたものです。

国地方係争処理委員会の決定は、いわばこの和解をこえて県と国とに真摯な協議を求めたもので、まさに地方自治法の趣旨にのっとったものでした。これを無視した国の対応のみならず、国にあからさまに追随する司法こそ強く批判されるべきなのです。

3. 承認の復活と岩礁破砕許可更新

最高裁判決を受けて、12月26日に翁長知事 は埋立承認取消の取消をし、前知事がした承 認の効力が復活することになりました。しか し、承認が復活したからといって、国は埋立 工事をただちに再開できるというわけではな いのです。工事の実施に際しては、前知事が 承認をした際に国との間でやりとりがあり、 そのときの手続が済んでいませんので、県は その時に止まった手続の履行を国に求めてい るところです。しかし国は言を左右にしてや みくもに工事を再開しすすめようとしていま す。それには理由があります。国は、埋立の ために岩礁破砕の許可を県から得ているので すが、その期限が来ているのであらたな許可 が必要なのです。そこで国は、このあらたな 許可をクリアする方途を種々検討していると の報道がなされています(1月28日沖縄タイ ムス及び琉球新報)。このことを許可の更新 と称すると、特別な事情がない限り、国は自 動的に許可を受ける地位を継続できるかのよ うな誤解が広がるかもしれませんね。この点 にも注意しておくべきです。

4. 承認の撤回

撤回とは聞きなれない語かもしれません。 承認がなされて以後に国に違法行為があった り、承認を維持すると公益を損なう事情が事 後に発生した場合には、承認そのものに違法 事由がなくても、将来に向かってその効力を 否定することができるのです。取消と撤回の 区別の分かりやすい例として挙げられるのは、 運転免許の取得の際に、替え玉受験が発覚し たら免許は取消され、悪質な飲酒運転をした ら免許が取り上げられます。これを取消と区 別して撤回というのです。先にのべたように、 高裁も最高裁も承認の違法を否定しましたが、 だとしても、現時点で、県がこの撤回をする 事由があるのではないか、むしろそれが県民 の安全を保障し良好な県土と環境を保全すべ き県知事の義務ではないかという議論に注目 が集まっています。とすると、国が手続を無 視して工事を拙速に再開し、どんどんすすめ ているとしたら、それは明白に違法な行為に あたるという理屈が成り立つでしょう。また、 もし沖縄県で「基地はいらない」という明確 な意思が再確認された場合には、このことを もって県知事が承認を撤回する有力な条件と なるでしょう。

しかし、このような状況になった場合、当 然国は争ってくるでしょうし、やはり裁判所 でのたたかいにもなります。私たちは、第二 次訴訟の高裁最高裁の判決に大きな失望をし ましたが、あきらめたり怯んだりするのでは なく、再度粘り強いたたかいが必要になって います。

おわりに

繰り返しになりますが、今が正念場なのです。沖縄の、オール沖縄のたたかいを支えるのは全国の皆さんのご支援であり、そのために正確な状況の理解が必要です。問題は、たいへん複雑でめまぐるしく展開しているので、わかりにくいのですが、この時点における皆さん方の理解の一助になれば幸いです。